

自己申告書

令和7年3月11日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名	国立研究開発法人 水産研究・教育機構
事業所所在地	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
代表者名	理事長 中山 一郎

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1)以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2)この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3)申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

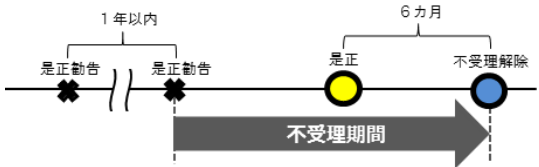
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

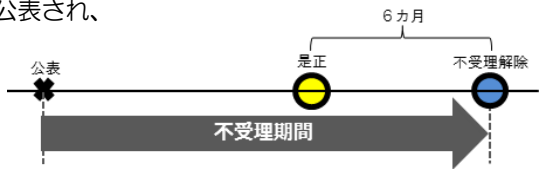
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。



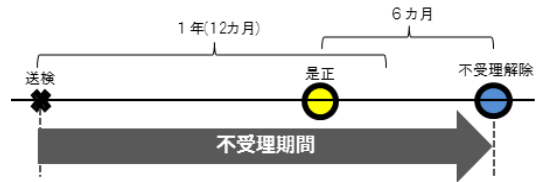
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

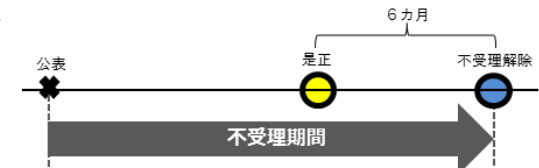
- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 送検後1年が経過していない。
- ☐c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表^{*}され、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。



^{*}職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
- ③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐a 当該違反行為を是正していない。
- ☐b 是正してから6カ月が経過していない。

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、地方運輸局における求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

船舶所有者名 国立研究開発法人 水産研究・教育機構

船舶所有者所在地 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

代表者名 理事長 中山 一郎

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、地方運輸局における求人不受理の対象となります。

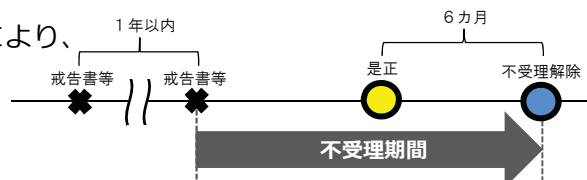
チェックシート

☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について国土交通省のリーフレット『労働関係法令違反があった船舶所有者の新卒求人は受け付けません！』により確認し、理解しました。
※このリーフレットは国土交通省のホームページからダウンロードできます。

1. 労働基準法、船員法及び最低賃金法関係

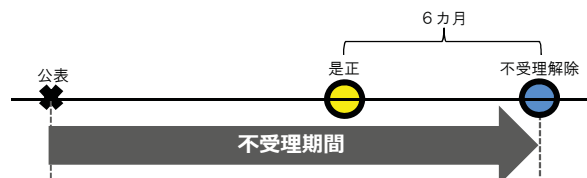
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、地方運輸局から戒告書等を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



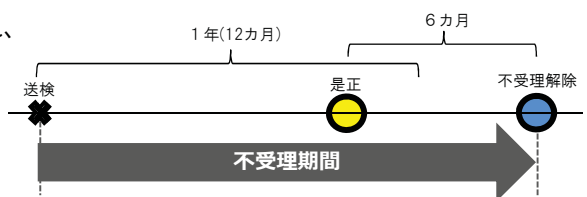
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。

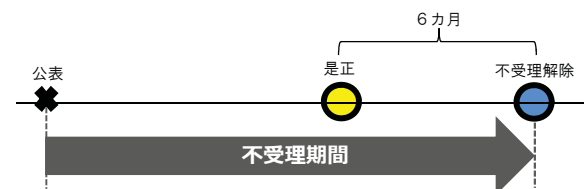


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第60条第2項の規定により読み替えて適用される同法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、地方運輸局による戒告書等、助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。